

黒部市地域防災計画の修正概要

今回の修正理由

令和3年4月28日に「災害対策基本法」が一部改正されたことに伴い、避難情報に関するガイドライン等が見直しされたため、これらの見直し内容を本市の地域防災計画に反映させる必要が生じた。

また、住民目線に立ち、誰がみてもわかりやすい計画となるよう記載内容の改善に努めるとともに、本市ため池ハザードマップの改定に係る修正も含め、本市の地域防災計画を修正する。

1 「災害対策基本法」の一部改正

令和3年4月28日に「災害対策基本法」が一部改正され、令和3年5月20日より運用が開始された。法改正の主な変更点は次の(1)から(3)のとおり。

(1) 避難に関する情報の見直し

【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始 ⇒ 「高齢者等避難」

これまでの名称をより簡潔な表現に変更するとともに、住民が取るべき行動を「危険な場所から高齢者等は避難」することに見直しされた。

【警戒レベル4】 避難勧告、避難指示 ⇒ 「避難指示」

これまで、本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災するケースや、避難勧告と避難指示の違いがわかりにくいとの指摘があった。

今回、避難勧告と避難指示を「避難指示」に一本化することで、避難すべきタイミングを明確にするとともに、住民が取るべき行動を「危険な場所から全員避難」することに見直しされた。

【警戒レベル5】 災害発生状況 ⇒ 「緊急安全確保」

これまでの名称では取るべき行動がわかりにくいとの指摘があったため、名称を直感的にわかりやすいものに変更するとともに、住民が取るべき行動を「命の危険 直ちに安全確保!」することに見直しされた。

本市の対応

今回の見直しにあわせ、「黒部市避難判断・伝達マニュアル」の記載内容を修正する。

新たな警戒レベルの一覧表				別添資料
警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報	参考(現行)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~				
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 (注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

## (2) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成を努力義務化

### 国の方針

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について市町村に作成を努力義務化する。

### 本市の対応

本市では、従前から個別避難計画の作成に努めることとしており、令和3年5月1日現在で511人の避難行動要支援者のうち、64%にあたる326人分の計画が既に作成されている。

今後も個別避難計画の作成をさらに推進することとし、「すべて」の避難行動要支援者の個別避難計画の作成を明記し、当該箇所の記載を修正する。

## (3) 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置を追加

### 国の方針

市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるにあたって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置する。

### 本市の対応

今後、国が整備する規定等に基づき、県や近隣自治体と協議を進め、必要な見直しを行う。

## 2 「黒部市避難判断・伝達マニュアル」の修正

災害対策基本法が改正され、避難情報に関するガイドラインが見直しされたことに伴い、「黒部市避難判断・伝達マニュアル」について内容を修正した。

また、住民目線での避難行動をこれまで以上に強く意識した内容とし、避難における考え方や地区ごとの避難方法等について具体的な記載となるよう修正した。

主な変更点は次の（１）から（５）のとおり。

- （１）避難情報に関するガイドラインの見直しに基づき、文言等を修正
  - P1 「１．目的」
  - 「２．警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表」
  - P4～5 「４．避難情報等と市民等がとるべき行動」
  - P7～24 「７．洪水等災害」～「12．高潮災害」
  - P33 「14．指定避難所」
- （２）避難行動の内容を明確にするため、P2「３．避難行動」を追記
- （３）現状に応じ、P6「６．緊急情報の伝達方法及び発信元」の記載を整理し、修正
- （４）災害種別ごとに、とるべき地区ごとの避難行動や避難の考え方を、P7「７．洪水等災害」からP23「12．高潮災害」に追記
- （５）地区ごとの避難行動を一覧に整理し、P25「13．各種災害における市内各地区の避難行動一覧」を追記

## 3 「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表」の修正

「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表」について、記載方法の改善を図り、よりわかりやすい一覧表となるよう修正した。主な修正点は次の（１）から（７）のとおり。

- （１）指定緊急避難場所及び指定避難所等の考え方を追加で記載した。
- （２）地区ごとの人口を追加で記載した。
- （３）避難所として使用できない場合は、「×」表示で明記した。
- （４）災害種別ごとに収容人員及び小計欄、合計欄をそれぞれ追加で記載した。
- （５）洪水について、50年～100年に1度程度の発生が想定される「計画規模」と、1000年に1度程度の発生が想定される「想定最大規模」に分けて記載した。
- （６）学校再編や施設名称変更に伴い、5か所の避難所（旧鷹施中学校、清明中学校、明峰中学校、旧宇奈月中学校、生涯学習文化スクエア）について名称を変更した。
- （７）次の2施設を避難所から除外した。
  - ①林業者等スポーツ研修館
    - ⇒ 東布施地区防災コミュニティセンターの建設に伴い、林業者等スポーツ研修館が令和3年3月31日付けで廃止となったため除外した。
    - なお、センター竣工後（令和4年3月末予定）は、同施設を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する予定。
  - ②旧前沢小学校
    - ⇒ 水道設備等において、避難所の機能を満たしていないため除外した。

### ◆現在の一覧表

地区名	施設名	洪水	土砂災害	地震(※3)	大規模火災	延床面積(m ² )	収容面積(m ² )	収容人員(1人1畳)(人)
		(避難可能階層)						
生地	生地小学校	○ 2階以上	○	○	○	5,283	2,976	1,804
	旧生地幼稚園		○	○	○	470	342	207
	生地公民館	○ 2階以上	○	○	○	1,910	1,226	743
	生地こども園		○	○	○	634	444	269



### ◆変更後の一覧表

地区名 (人口)	施設名	洪水(※1)				土砂災害		地震		大規模火災	
		計画規模	収容人員	想定最大規模	収容人員	(※2)	収容人員	(※3)	収容人員		収容人員
生地	生地小学校	○	1,804	2階以上○	1,375	○	1,804	○	1,804	○	1,804
	旧生地幼稚園	×	-	×	-	○	207	○	207	○	207
	生地公民館	○	743	2階以上○	528	○	743	○	743	○	743
	生地こども園	×	-	×	-	○	269	○	269	○	269
3,705人	小計		2,547		1,903		3,023		3,023		3,023

## 4 「黒部市ため池ハザードマップ」の修正

令和元年7月の「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」施行に伴う「特定農業用ため池」の指定とあわせ、ため池の現状等を踏まえ、機能廃止等の整理を行ったうえで、令和3年4月に「黒部市ため池ハザードマップ」が改定されたことから、本計画の当該箇所を修正した。主な修正点は次の(1)から(3)のとおり。

- (1) 新たに東布施地区のハザードマップを作成した。
- (2) 農業用ため池として機能していない3か所のため池を、ハザードマップ上から削除した。
- (3) 有事の際の避難方向の表示や要配慮者利用施設の情報などを追記した。